

幼保連携型認定こども園 北安東保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 玉桂会
代表者氏名	理事長 堀田卓文
所在地	静岡県葵区鷹匠2丁目24番18号
電話番号	054-252-3699
法人設立年月日	昭和23年12月21日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営 一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、教育・保育等の提供を行います。 ・ 地域の子育て家庭を援助し、情報提供をする
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 職務については、教育・保育事業従事者として責務を深く自覚し、誠実かつ公正であること ② 平等の原則を守る ③ 健康管理・衛生管理を充実する ④ 防災管理・災害対策について訓練する

3 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	幼保連携型認定こども園 北安東保育園		
開設年月日	昭和41年4月1日		
施設の所在地	静岡県葵区北安東4丁目29番24号		
連絡先	電話番号	054-246-8486	
	F A X	054-209-0212	
事業所番号	01212		
管理者	園長 堀田良文		
利用定員	満3歳以上の児童【2号】	55人	
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	30人	
	満1歳未満の児童【3号】	5人	
職員数	28人		
嘱託医	勝又医院	勝又 俊弥	TEL 054-246-5045
	山内歯科医院	山内 一郎	TEL 054-248-4327

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
教育・保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で教育・保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で時間外保育を実施。
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で教育・保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で時間外保育を実施。

*園の都合により、保育時間・休園日が変更になる場合もあります。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	566.18㎡ 借地園庭231㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建	
	延床面積	502.58㎡	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	(別紙1 園舎の見取り図及び室別面積をご覧ください)		

本園では「静岡県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡県条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 外部専門機関による環境衛生検査及び環境整備の実施

- ・水質検査 ・空気環境検査 ・採光及び照明検査 ・ダニアレルギー検査
- ・カーペットクリーニング ・害虫駆除 ・トイレ排水管洗浄 等

7 職員の状況（令和6年4月1日現在）

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	幼稚園教諭・小学校教諭	人	
副園長	1人	看護師・養護教諭	人	
主幹保育教諭	1人	保育士・幼稚園教諭	人	
保育教諭	13人	保育士・幼稚園教諭	7人	保育士・幼稚園教諭7人
栄養士	1人	栄養士・調理師	人	
調理員	1人	調理師	1人	
事務員	人		2人	保育士・幼稚園教諭1人

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

8 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育等の提供を行います。

(1) 教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

一日の保育スケジュールは、別紙2 デイリープログラムのとおりです。

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。 3・4・5歳児は主食持参。副食とおやつを提供。 0・1・2歳児は、主食・副食・おやつを提供。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、乳幼児保健調査票に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、乳幼児保健調査票に記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

地域子育て支援センター北安東 一時預かり事業

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。ただし、令和元年10月より3～5歳児（きく・うめ・まつ組）の児童及び市民税非課税世帯の0～2歳（もも・さくら組）の児童の負担額は、無償化されています。（副食費・教材費等は無償化の対象外です。）

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る徴収

(1)に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
副食費	3・4・5歳児	月額	4,500円
絵本代	全園児	月額	400～470円
道具代	0・1歳児	年額	実費
	2歳児	年額	実費
	3・4・5歳児	年額	実費
被服費	2歳児	年額	実費
	3・4・5歳児	年額	実費
敷布団レンタル代	全園児	月額	半額負担410円

※新入園児の道具等は以下の内容になります。

- 0・1歳児（連絡袋・安全バック・シーツ等）
- 2歳児（連絡袋・安全バック・自由画帳・はさみ・くれよん・シーツ等）
- 3・4・5歳児（安全バック・自由画帳・はさみ・くれよん・リュック鞆・改良積木・カップのり・シーツ等）

※新入園児の被服費は以下の内容になります。

- 0・1・2歳児（クラス帽子等）
- 3・4・5歳児（クラス帽子・体操着・体操ズボン等）

※ 上記のほか、親子遠足の保護者分の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前7時から午前8時30分	日額 200円
	午後4時30分から午後6時まで	日額 200円
	午後6時から午後7時まで	日額 200円
保育標準時間認定	午後6時から午後7時まで	日額 200円

10 支払方法

0～2歳児（もも・さくら組）の保育料・布団レンタル代・絵本代

3～5歳児（きく・うめ・まつ組）の副食費・布団レンタル代・絵本代は静岡銀行口座振替払いとなります。

（引落日：25日（土・日・祝祭日の場合は翌日））

11 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
- (4) 保育料を2か月滞納した場合。

12 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

13 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	日本興亜損害保険株式会社
保険の種類	保育園総合保険 団体保険契約者 社会福祉法人日本保育協会
保険の内容	・ 保育園児等傷害保険 ・ 保育園賠償責任保険 ・ 主催行事参加者傷害保険（保育園が主催する行事における園児・職員以外の参加者の怪我に対応）

14 非常災害時の対策

(1) 非常時の対策

管轄する警察署	静岡中央警察署 城北交番 (Tel.250-0110・245-1321)
消防計画	提出先：千代田消防署 届出日：令和5年4月 防火管理者：副園長 堀田貴代枝
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器 セコムセキュリティ対策・非常通報装置
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施 年1回総合防災訓練実施
避難場所	第一次避難場所（保育園園庭） 第二次避難場所（城北小学校又は中央高校）
園児の引渡し	震度5強の地震、予知情報の場合、園で直接保護者に引渡す （園児引渡しカード使用。保育園のしおり参照） * 警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、「特別警報」が発表された場合は、重大な災害が高まっていると判断し、自宅待機又は臨時休園になります。

(2) 風水害時の自宅待機、臨時休園等の取り扱い

自宅待機の条件及び自宅待機解除の条件は、以下の通りです。園児は安全に留意し、登園してください。ご家庭の判断、事情により、お休みされる場合は、園に連絡をお願いします。

自宅待機の条件（警報）	暴風警報が出された場合は原則自宅待機とする	
自宅待機解除の条件（時間）	午前11時までに自宅待機が解除されない場合は臨時休園とする	
周知等の方法	入園時	重要事項説明書
	年度当初	自然災害時対応におけるお知らせを配布
	警報発令が予想される前日	連絡しない（年度当初配布の文書で保護者が判断）
	当日朝	連絡しない
	自宅待機解除及び休園決定	連絡しない

15 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 堀田良文 副園長 堀田貴代枝
-------------	-------------------

16 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付責任者	主幹保育教諭 橋爪朝子	
苦情解決担当者	園長 堀田良文 副園長 堀田貴代枝	
第三者委員	青柳光郎	連絡先 054-245-9009
	天野まり子	連絡先 054-245-9706
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

17 守秘義務及び個人情報の取扱

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知りえた個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 園児が卒園、転園又は退園に際しては、その後の小学校や他の施設等における教育・保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を小学校に提供します。

18 内容変更について

重要事項説明の内容に変更があった場合は、その都度お知らせします。

保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

新入園児オリエンテーション 令和 6年 3月13日

説明者：幼保連携型認定こども園 北安東保育園 園長 堀田 良文 ㊞

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：_____

保護者氏名：_____ ㊞ 児童との続柄：_____

児童氏名：_____

児童氏名：_____

児童氏名：_____

別紙提出用紙を提出してください。